

旧伊丹市立博物館解体工事の請負契約の一部を変更する
契約を締結することについて

旧伊丹市立博物館解体工事の契約金額を変更するため、下記のとおり請負契約の一部を変更する契約を締結する。よって、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 3 9 年伊丹市条例第 1 2 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

令和 4 年 1 2 月 2 2 日締結した旧伊丹市立博物館解体工事の請負契約中「契約金額 金 1 9 3 , 1 8 2 , 0 0 0 円」を「契約金額 金 2 2 8 , 9 1 0 , 0 0 0 円」に改める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参 考)

1 工事の名称及び位置

名 称 令和４年度旧伊丹市立博物館解体工事

位 置 伊丹市千僧１丁目１番地の１

2 契約の方法

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の
２第１項第２号の規定による随意契約

3 契約金額

金 ２ ２ ８ ， ９ １ ０ ， ０ ０ ０ 円

（当初の契約金額からの増加額 ４ ９ ， ７ ８ ６ ， ０ ０ ０ 円）

4 契約の相手方

住 所 尼崎市道意町３丁目１番地

名 称 株式会社三田工務店

代表者 代表取締役 三田 恭男

5 工事変更の概要

地中障害物（コンクリートガラ，地下水等）の撤去，処分及
び処理並びに工程遅延に伴う土留め資材賃料等の追加並びにコ
ンクリート製雨水暗渠の解体の工法及び仕様の変更等